千葉 Crime Victim Support

# 千葉CVSニューズレター

千葉県公安委員会指定　犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター　2023年9月　第38号

## 「四街道市犯罪被害者等支援条例」制定

四街道市長
鈴木　陽介

四街道市では、令和５年４月１日に「四街道市犯罪被害者等支援条例」を施行いたしました。

「犯罪被害者」。ひとことで言えども、実際ある日突然、犯罪や事故等に巻き込まれ、平穏な暮らしが一変することは、誰にも起こりうる可能性があります。

本条例は、そのような犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、地域社会全体で犯罪被害者等に寄り添うことを目指しています。

被害者等に十分に配慮した対応や、関係機関が連携したきめ細やかな支援をこれまで以上に推進していくため、総合相談窓口の設置、見舞金の支給や家事援助費用、裁判出席のための旅費や転居費用の支給、犯罪被害者等に対する理解の促進や被害発生後の二次的被害を防止するための広報啓発活動を行ってまいります。

また、本条例の施行に併せ、四街道警察署及び千葉犯罪被害者支援センター（CVS）と本市による「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を締結したところであります。

左から鈴木英朗四街道警察署長、鈴木陽介四街道市長、大槇靖史理事長
（令和5年2月20日　犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定締結式）

今後、犯罪が発生し、不幸にも被害に遭われた方がいらっしゃった場合、行政にできることは何だろうか。原点に立ち止まり回想したときに、それは条例に基づいた支援の体制を整えておくことや各関係団体との連携を密にし、支援を適正に行うことは当然でありますが、なによりも、被害者の方が１日も早く立ち直り、再び平穏な生活が送れるように被害者の方の話を親身になって伺い、丁寧な対応をすることが重要だと考えます。

これからも「市民生活を守り抜くまち」を最重要課題として捉え、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現を目指してまいります。

目次

令和4年度相談等受理状況 …… p2・3
令和4年度決算報告 …… p3
第1回理事会・第1回通常総会 …… p4
千葉県公安委員会の視察 …… p4
千葉県警察本部長の視察 …… p4
千葉県商工会議所連合会への働き掛けについて …… p4
「千葉県民のつどい」開催予定 …… p5
「生命のメッセージ展」開催予定 …… p5
自助グループの名称が「あおぞら」に決定 …… p6
6年連続多額の寄付 …… p6
理事長感謝状を贈呈 …… p6
ホンデリング寄贈式 …… p6
支援員養成講座入門編の開催 …… p7
感謝状を受賞 …… p7
「出前講座」を開催 …… p7
公認心理師養成実習の実施について …… p7
職員継続研修 …… p7
ホンデリングの申し込み方法について …… p8
お願い・編集後記 …… p8

# 令和４年度相談等受理状況

令和４年４月１日～令和５年３月31日

## 受理件数

| 相談内訳 | R４年度 | 前年度比 |
|---|---|---|
| 電話相談 | 1,979 | 10 |
| 面接相談 | 255 | 23 |
| 直接的支援 | 428 | △10 |
| 合計 | 2,662 | 23 |

※電話相談には、メール、手紙を含む。

| 相談内容 | R４年度 | 前年度比 |
|---|---|---|
| 殺人（未遂を含む） | 153 | △96 |
| 強盗（致死傷を含む） | 26 | 21 |
| 強制性交等（準含む） | 510 | △44 |
| 監護者性交等 | 1 | △12 |
| 強制わいせつ（準含む） | 758 | △3 |
| 監護者わいせつ | 50 | △30 |
| その他の性被害 | 96 | △59 |
| 暴行・傷害 | 431 | 231 |
| その他の身体犯 | 12 | 0 |
| 危険運転致死傷 | 107 | 10 |
| 交通死亡事故 | 238 | 7 |
| 交通事故 | 37 | △9 |
| 財産的被害 | 57 | 11 |
| ＤＶ・ストーカー | 27 | △1 |
| その他 | 159 | △3 |
| 合計 | 2,662 | 23 |

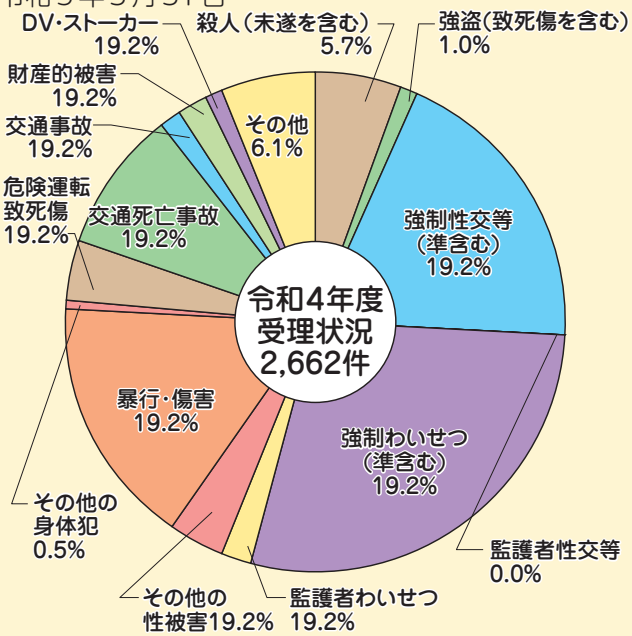


## 電話相談

| 相談内容 | R４年度 | 前年度比 |
|---|---|---|
| 殺人（未遂を含む） | 123 | △43 |
| 強盗（致死傷を含む） | 22 | 18 |
| 強制性交等（準含む） | 402 | △37 |
| 監護者性交等 | 0 | △6 |
| 強制わいせつ（準含む） | 547 | △17 |
| 監護者わいせつ | 32 | △23 |
| その他の性被害 | 76 | △27 |
| 暴行・傷害 | 283 | 135 |
| その他の身体犯 | 10 | 3 |
| 危険運転致死傷 | 70 | 5 |
| 交通死亡事故 | 139 | △9 |
| 交通事故 | 36 | △4 |
| 財産的被害 | 55 | 16 |
| ＤＶ・ストーカー | 25 | △3 |
| その他 | 159 | 2 |
| 合計 | 1,979 | 10 |

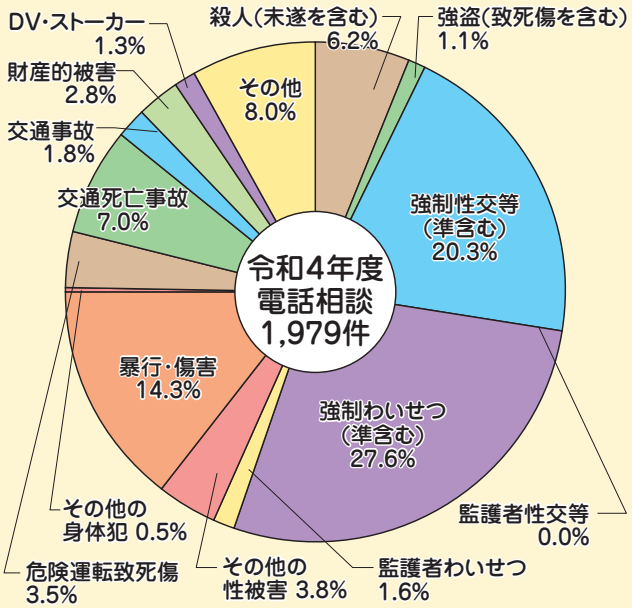


## 面接相談

| 相談内容 | R４年度 | 前年度比 |
|---|---|---|
| 殺人（未遂を含む） | 16 | △1 |
| 強盗（致死傷を含む） | 2 | 2 |
| 強制性交等（準含む） | 23 | 6 |
| 監護者性交等 | 1 | 1 |
| 強制わいせつ（準含む） | 68 | △20 |
| 監護者わいせつ | 12 | 4 |
| その他の性被害 | 16 | △10 |
| 暴行・傷害 | 43 | 25 |
| その他の身体犯 | 1 | 0 |
| 危険運転致死傷 | 4 | △1 |
| 交通死亡事故 | 66 | 23 |
| 交通事故 | 1 | △3 |
| その他 | 2 | △3 |
| 合計 | 255 | 23 |

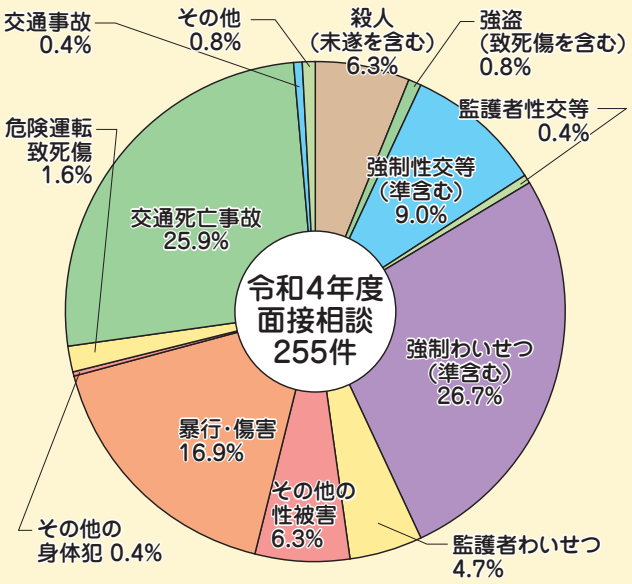

### 直接的支援（罪種別）

| 相談内容 | R4年度 | 前年度比 |
|---|---|---|
| 殺人（未遂を含む） | 14 | △52 |
| 強盗（致死傷を含む） | 2 | 1 |
| 強制性交等（準含む） | 85 | △13 |
| 監護者性交等 | 0 | △7 |
| 強制わいせつ（準含む） | 143 | 34 |
| 監護者わいせつ | 6 | △11 |
| その他の性被害 | 4 | △22 |
| 暴行・傷害 | 105 | 71 |
| その他の身体犯 | 1 | △3 |
| 危険運転致死傷 | 33 | 6 |
| 交通死亡事故 | 33 | △7 |
| 交通事故 | 2 | 0 |
| その他 | 0 | △7 |
| 合計 | 428 | △10 |

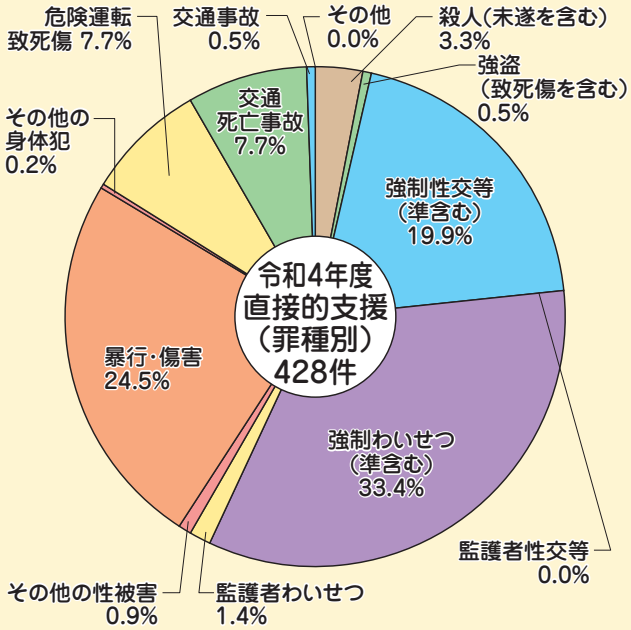


### 直接的支援（付添先別）

| 相談内容 | R4年度 | 前年度比 |
|---|---|---|
| 警察関連 | 27 | 21 |
| 裁判関連 | 146 | △56 |
| 検察庁関連 | 49 | △3 |
| 法律事務所 | 154 | 35 |
| 医療機関 | 7 | 6 |
| その他 | 45 | △13 |
| 合計 | 428 | △10 |

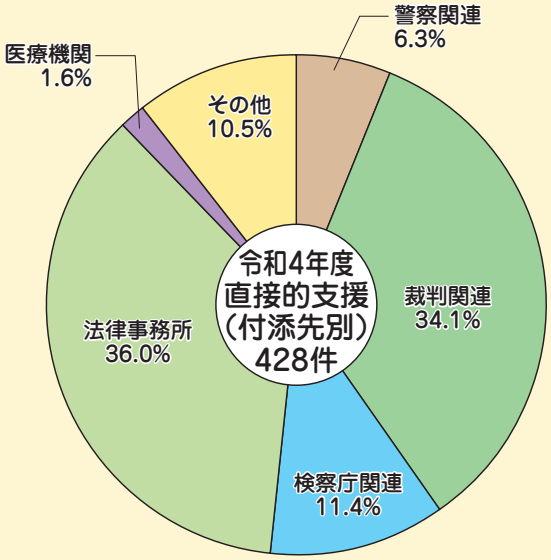


## 令和４年度決算報告

令和４年４月１日～令和５年３月31日

| | 科目 | 当年度 | 前年度 | 差異 |
|---|---|---|---|---|
| 経常収益 | 会費 | 6,635,000 | 6,744,000 | △109,000 |
| | 補助金等 | 24,152,498 | 15,148,704 | 9,003,794 |
| | 寄付金 | 12,943,487 | 9,321,587 | 3,621,900 |
| | 雑収入 | 633 | 626 | 7 |
| | 経常収益 | 43,731,618 | 31,214,917 | 12,516,701 |
| 経常費用 | 事業費 | 35,720,376 | 27,772,282 | 7,948,094 |
| | 管理費 | 4,976,701 | 4,387,086 | 589,615 |
| | 経常費用計 | 40,697,077 | 32,159,368 | 8,537,709 |
| 当期経常増減額 | | 3,034,541 | △944,451 | 3,978,992 |

## 令和5年度第1回理事会・第1回通常総会の開催結果について

令和5年5月14日(日)、令和5年度第1回理事会を開催しました。「令和4年度事業報告の件」、「令和4年度決算報告書の件」等について審議し、総ての議案について全会一致で可決承認されました。

また、6月4日(日)に通常総会を開催し、第1回理事会で提出された議案すべてについて承認されました。

なお、平成28年から理事としてセンターの運営に尽力された田村哲子氏と、令和2年から理事の岡田英男氏が退任されました。

6月4日(日)　第1回通常総会

新たに正会員の西野正一氏と橋本英世氏、土屋千寿子氏の3名の理事就任が承認されました。

**役員(新体制)**

| 役　職 | 氏　　名 | 職　　業 |
|---|---|---|
| 理事長 | 大　楯　靖　史 | 大学教員 |
| 副理事長 | 髙　橋　一　弥 | 弁護士 |
| 副理事長 | 安　田　昌　子 | 会社員 |
| 専務理事 | 森　本　志　保 | 医師 |
| 理　事 | 穐　原　伸　介 | 大学教員 |
| 理　事 | 橋　本　正　次 | 大学職員 |
| 理　事 | 磯　邉　　聡 | 大学教員 |
| 理　事 | 岡　嶋　祐　子 | 医師 |
| 理　事 | 合　間　　利 | 弁護士 |
| 理　事 | 澤　田　美代子 | 犯罪被害者の会会員 |
| 理事(新任) | 西　野　正　一 | 団体役員 |
| 理事(新任) | 橋　本　英　世 | 会社役員 |
| 理事(新任) | 土　屋　千寿子 | 会社役員 |
| 監　事 | 内　海　文　志 | 弁護士 |
| 監　事 | 黒　田　忠　正 | 税理士 |

## 千葉県公安委員会の視察

令和５年７月26日、千葉県公安委員会の羽田 明委員長以下５名の委員が当センターを視察のため訪問されました。

合間理事、コーディネーターから、相談の受理状況や財政状況などを説明したところ、関係団体に援助の働き掛けを行っていく旨を明言していただきました。

その後、相談室を訪れて相談員にも声を掛けていただき、相談員の体制や支援の問題点、課題などについて熱心に質問されました。

## 千葉県警察本部長の視察

令和５年７月24日、千葉県警察田中俊恵本部長が当センターを視察のため訪問されました。

小菅事務局長、長谷川コーディネーターから概況説明を行い、その後、相談室を訪れて、相談員に苦労している点などについて熱心に質問されました。

## 千葉県商工会議所連合会への働き掛けについて

千葉県公安委員会の委員で、千葉県商工会議所連合会及び千葉商工会議所会頭の佐久間英利様から紹介をいただき、令和５年８月２日に小菅事務局長が千葉県商工会議所連合会を訪れました。

専務理事の吉野毅様にセンターの概要等を説明したところ、県下21の商工会議所にセンターの活動を紹介していただけることになりました。

このような機会をいただきまして誠にありがとうございました。支援の輪が広がるよう努力してまいります。

# 犯罪被害者週間【令和5年11月25日(土)～12月1日(金)】
# 「千葉県民のつどい」を開催します

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

11月25日～12月1日は「犯罪被害者週間」です。

ある日突然、ご自身が犯罪被害者になってしまう可能性は誰にでもあります。犯罪被害にあわれた方やそのご家族が置かれている状況などについて、一緒に考えてみませんか。

**令和5年11月26日(日) 13:00～15:30** 受付12:00～

【会場】千葉市生涯学習センターホール(JR千葉駅「千葉公園口」から徒歩8分、千葉モノレール「千葉公園駅」から徒歩5分)

## プログラム

**第1部** 基調講演：「犯罪被害者支援への思い」
～検事としての捜査・公判の経験を踏まえて～
森本　和明氏(前千葉地方検察庁検事正・現公証人)

**第2部** パネルディスカッション
「ある日、突然、犯罪被害にあう」ということ
コーディネーター：森本　和明氏(基調講演者)
パネリスト：猪狩　芳江氏(犯罪被害者ご遺族)
久保　隼哉氏(弁護士・千葉県弁護士会犯罪被害に関する委員会副委員長)
藤田きよ子氏((公社)千葉犯罪被害者支援センター犯罪被害相談員)

**第3部** 犯罪被害者支援音楽会
**千葉県立千葉女子高等学校マンドリン・ギター部**

県立千葉女子高等学校マンドリン・ギター部は、高等学校音楽祭や定期演奏会に向けた練習の他、地元自治会が主催するクリスマスコンサートに出演するなど、ボランティア演奏にも積極的に取り組んでいます。コンクールにも参加し、今年は全日本学生ギターフェスティバルで入賞、全国大会出場を決めました。
素晴らしい音色を生み出すマンドリン・ギター部の演奏をお楽しみください。

【定　　員】250人（事前申込者優先、当日入場可）
【申 込 方 法】参加者の氏名・住所・電話番号を書いて郵送、ファックスまたはEメール。電話申込み可。
【締　　切】令和5年11月17日（金）消印有効
【問合せ・申込先】公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター事務局
〒260−0013 千葉市中央区中央3-9-16 大樹生命千葉中央ビル7F
Eメール info@chibacvs.or.jp　Tel 043−225−5451　Fax 043−225−5453

# 「ミニ・生命(いのち)のメッセージ展」の開催

「ミニ・生命(いのち)のメッセージ展」を千葉市と四街道市内の４箇所で開催します。

## 「生命(いのち)のメッセージ展」とは・・・？

犯罪・事故・いじめ・医療過誤・一気飲ませなどによって、理不尽に生命を奪われた犠牲者の方が主役のアート展です。犠牲者一人ひとりの等身大の人型パネルは「メッセンジャー」と呼ばれ、その胸元には本人の写真や家族の綴ったメッセージを添え、足元には「生きた証」の象徴である靴を置いて、命の大切さを訴えます。

**日時・場所**

- 11月20日（月）・21日（火）10時～16時
  千葉市 Qiball（きぼーる）　きぼーる広場
- 11月22日（水）・23日（木）10時～16時
  四街道市役所第２庁舎 市民ギャラリー
- 11月24日（金）10時～16時
  千葉県庁 本庁舎・中庁舎間１階連絡通路
- 11月26日（日）12時～16時
  千葉市生涯学習センターホール ホワイエ　※「千葉県民のつどい」と同時開催

# 自助グループの名称が「あおぞら」に決定

本年４月に活動を再開した自助グループの名称が「あおぞら」に決定しました。

**名称の由来**　つらい気持ちの時も、上を見上げて青く広い大空に、
それぞれの大切な家族の顔を思い浮かべ、
前を向いて歩いて行きましょう　というメンバー全員の願いが込められています。

**犯罪被害に遭われた方へ**

・被害に遭って誰にも本当の気持ちを話すことができない
・行き詰まって今後のことを考える気力もない
・何をどうしたらよいのか相談できる人もいない
・世の中のすべてがいやになる　など

このような方は一人で抱え込まないでください。自助グループは、同じようなつらさ、苦しみを抱える方同士がお互いに支えあい、励まし合う中から問題解決を図ります。

よろしかったらともに歩みませんか。是非ご連絡ください。

## ６年連続多額の寄付

千葉県白子鰻採捕組合連合会利根川支部（滑川幸男組合長）様から、寄付の申し入れがあり、令和５年６月２日、銚子市役所において越川信一市長のほか市幹部の陪席を得て、寄付贈呈式が執り行われました。

平成30年から６年連続の多額の寄付で、感謝の意を込めて当センター理事長感謝状を贈呈しました。

貴重な財源を犯罪被害者のために有効利用させていただきます。ありがとうございました。

## 理事長感謝状を贈呈

長期にわたり、継続して財政的支援をしていただいている８者（団体）様に、理事長感謝状を贈呈しました。

○長期にわたる寄付
一般財団法人
千葉県自動車練習所 様

○法人会員
・飯田歯科医院 飯田哲也 様（浦安市）
・一般社団法人千葉県トラック協会 様（千葉市美浜区）
・株式会社丸山工務店 様（習志野市）
・株式会社レジデンスターミナル 様（千葉市中央区）

○被害者支援自動販売機
・大蔵屋商事株式会社千葉支店 様（千葉市稲毛区）
・東京キリンビバレッジサービス株式会社柏支店 様（柏市）

○募金箱
木更津市農業協同組合 様（木更津市）

心より感謝申し上げます。

## ホンデリング寄贈式

令和５年３月23日、NTT東日本千葉支社千葉事業部執行役員千葉事業部長境麻千子様にお出でいただき、ホンデリング寄贈式を行いました。

NTT東日本千葉支社様は、ホンデリングプロジェクトの趣旨にご賛同いただき、令和２年からご協力いただいており、社員の皆様やそのご家族が一体となって取り組んでいただいた結果、今年度中は1,631点もの本やCD、ゲームソフト等が集まりました。ご協力ありがとうございました。

## 支援員養成講座入門編の開催

犯罪被害者支援の意義や重要性、犯罪被害者の実情や被害者支援の必要性等について県民の皆様に理解していただくため、令和５年度犯罪被害者支援員養成講座入門編を７月16日、23日、30日の３日間に分けて開催しました。

被害者支援をさらに学びたい方、支援員を目指す方は、９月５日から６日間に分けて行う、初級編を受講されます。

今年は例年になく多くの方が受講されました。千葉県犯罪被害者等支援条例が施行されて３年目となりましたが、県民の皆さまの犯罪被害者支援に対する意識が高まったと感じられます。支援の輪がさらに広がるよう願っております。

## 感謝状を受賞

令和４年度末をもって退職された菅原和子カウンセラーに警察本部長感謝状、金谷祐子相談員と大塩順子相談員に警務部長感謝状が贈呈されました。

センターが開設されて20年目を迎えましたが、定年での退職を迎えるのは初めてのことでした。

菅原カウンセラーと金谷相談員は、平成16年のセンター開設時から支援活動に従事していただいており、離任の日には両名とも開設時に手探りで支援したことなどを懐かしんでおられました。

大塩相談員は、平成29年から６年弱の活動でしたが、難しい対応が迫られる支援に積極的に取り組んでいただき、多くの被害者の回復に寄与されました。

長年にわたり被害者支援業務に精励され、つつがなくこの日を迎えられましたことに、改めて敬意を表しお祝いとお礼を申し上げます。ありがとうございました。

## 「出前講座」を開催

令和5年7月10日、成田市の株式会社ナリコー様に、小菅事務局長と長谷川コーディネーターがお伺いし、職員を対象に出前講座を行いました。

株式会社ナリコー様は、空港メンテナンスから、土木・建築・設計、飲食業、保険代理店業など幅広い業種を手掛けられ、社会貢献活動などにも積極的に取り組んでおられる企業で、犯罪被害者支援についても、社員のスキルアップに是非必要と講演を依頼していただきました。

これまで、公共団体での出前講座は行ってきましたが、今回、民間の企業で初めて行い、「大変良かった」と評価していただきましたので、連絡をいただければどこにでも出向いて支援の輪を広げたいと思います。是非ご連絡ください。お待ちしています。

## 公認心理師養成実習の実施について

令和５年６月15日、淑徳大学大学院心理学専攻の15名の方が当センターを訪れ、公認心理師養成実習のための講義を受講しました。

当センターの沿革や概要の説明に始まり、当センターカウンセラー及び県警カウンセラー（ＡＣＴ）による実践的な講義が行われ、皆さん熱心に受講されていました。

## 職員継続研修

職員の支援技術向上を目的に、関係機関の有識者を招聘して職員継続研修を行っています。

令和５年５月12日
東京電力パワーグリッド（株）
徳田文則様

令和５年６月９日
県警犯罪被害者支援室長
町田浩昭様

令和５年６月28日
千葉県環境生活部くらし安全推進課
山田真理子様

令和５年７月14日
県警犯罪被害者支援室
南修司様

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターでは、犯罪被害者に対する支援の輪を広げ、被害者支援活動を充実するために皆様にご協力をお願いしております。(メールマガジン会員募集中)

# 賛助会費・寄付のご案内

賛助会員に加入して継続的なご協力をお願いしております。(加入口数は自由です。)

**賛助会費**
- **法　人(団体)　1口　年2万円**
- **個　人　　1口　年2千円**
- **ご寄付　　時期・金額を問いません**

「入会申込書」「寄付申込書」を事務局にお送りください。「申込書」はホームページからダウンロードできますし、事務局に連絡いただければお送りいたします。

「申込書」が事務局に届きましたら、専用の払込用紙をお送りいたしますので必要事項をご記入の上、ゆうちょ銀行・郵便局からお振り込みください。

**なお、当センターのホームページ上のWeb決済システムによるクレジットカードでの決済もご利用いただけます。**

# 寄付型自動販売機にご協力いただけるオーナーの皆様を募集しています

被害者支援の自動販売機であることを表示するステッカーを貼付していただきます。

当センターでは、被害者支援活動の一層の充実を図るため、被害者支援寄付金型清涼飲料水自動販売機を設置していただけるオーナーの皆様を募集しています。

寄付のシステムは、清涼飲料水等1本の売り上げ毎に、一部(例えば2円から5円)を寄付していただくものです。

設置の方法は、賛同する旨の連絡を当センターにいただければ、自動販売機のベンダーさん(各メーカー)との相談を一緒にさせていただきます。手続は簡単です。

いただいた寄付金は、犯罪被害者の支援のために有効に活用させていただきます。

当センターは平成23年4月1日に公益社団法人に認可されましたので、会費や寄付金等は所得税法上の特定公益増進法人に対する寄付の優遇措置(所得税法第78条)及び地方税における寄附優遇措置の対象となります。

## 「募金箱」の設置

広く県民の方々から募金していただけるカウンターや窓口等に「犯罪被害者支援募金箱」の設置をお願いしています。

## ホンデリングの申し込み方法について

古本を活用した寄付の仕組みに取り組んでいる(株)バリューブックスが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により現在電話での申し込みを停止していますが、ウェブから申し込みできる「チャリボン」で受付を行っております。ぜひ、ご利用ください。

■ウェブの場合　**当センタートップページ(https://chibacvs.gr.jp/)**
**新着情報**から

入力画面の「支援先名称」と「個別コード」は表示されているままで結構です。個別コードの『N22』は公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターのコードとなっております。

### 《編集後記》

警察官として県内各地を勤務していた時、八街のように、漢数字が含まれている地名を目にすることがありました。

そこで調べてみると、千葉県には、下記のとおり一から十三までの番号のついた地名がありました。

○鎌ケ谷市初富（はつとみ）　○船橋市二和（ふたわ）
○船橋市三咲（みさき）　○柏市豊四季（とよしき）
○松戸市五香（ごこう）　○松戸市六実（むつみ）
○富里市七栄（ななえ）　○八街市八街（やちまた）
○香取市九美上（くみあげ）　○富里市十倉（とくら）
○白井市十余一（とよいち）　○柏市十余二（とよふた）
○成田市・多古町十余三（とよみ）

これは、明治初期に開墾された13箇所の開墾順に1から13までの数字と、縁起の良い字を組み合わせた地名がつけられたとのことでした。歴史を知る地名は残したいものですね。

（小菅）

千葉CVSニューズレター　第38号
(2023年9月発行)
発　行：公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター
発行者：大槝　靖史
印刷所：株式会社太陽堂印刷所
事務局：260-0013
千葉市中央区中央3－9－16
大樹生命千葉中央ビル7階
ＴＥＬ：043－225－5451
ホームページ：https://www.chibacvs.gr.jp

この機関紙は共同募金の助成により作成されています。